

長野県旅館ホテルNEWS

The Nagano-ken Ryokan Hotel News

2025.06 (令和7年6月)

第21号 夏期号

長野県旅館ホテル組合会

〒380-0936

長野県長野市岡田町178-2

長野ターミナル会館1階

TEL 026-266-7575

FAX 026-266-8400

発行人:中村 実彦

発行日:令和7年6月10日

E-mail:info@nagano-ryokanhotel.com

URL https://www.nagano-ryokanhotel.com/

中村実彦会長挨拶 ～令和7年度の組合会の活動について～



組合員の皆様には、組合会の諸事業に対しまして深いご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

令和6年度は、訪日外国人客の急激な増加を追い風に、コロナ禍の低迷を脱する活気を感じる年となりました。観光庁が掲げた3,000万人の目標を超えて、次なる目標の6,000万人達成の可能性を感じる勢いです。売上の増加は誠にありがたいことですが、これは一部地域に集中する傾向が見られます。立地は良いものの幹線交通網から県内各地への移動が十分整っていない現状がその一因と考えられます。受入環境の整備が非常に重要であることを実感した1年でした。

一方、国内旅行は未だ回復途上にあり、加えて昨今の物価高騰は事業の固定費の上昇を招き、人手不足も重なって、経営環境は厳しさを増しています。待つだけの営業には限界があり、行政とも連携し集客を増やす取組が必要です。

加えて訪日観光客の一举集中によるオーバーツーリズムなどの新たな課題にも対応していかなければならないなど、気を緩めることのできない状況が続いています。

さて、去る6月3日に開催された組合会総会において、新たな役員体制、事業計画をお認めいただき、令和7年度の組合会活動が始

動しました。

今年度は、長野県宿泊税の導入に向け、具体的な使途や徴収制度の設計など、約1年後の施行に向けた準備を進めてまいります。

経営環境の整備は最も重要な課題のひとつであります。競争が激化する中にあるのは、数字のみを追うのではなく、「質」を重んじることで新たな活路が見いだせると考えます。脱二酸化炭素や脱プラスチックなど自然環境の保全や、ストレスレスな移動の確保など良好な受入環境を利用者の皆さんとも共有しながら整え、持続可能な地域づくりを図ることにより、ひいては私たちの営みの成功へと繋げていきたいと思っております。

また、気候変動に伴う予測困難な災害に対しても、万全の備えを行い、有事の際には迅速に対応できる体制を整えてまいります。

課題は多くありますが、できることから一つひとつ着実に取り組んでまいります。会員の皆様には、引き続きご意見、ご要望をお寄せいただければ幸いです。

阿部知事をはじめ長野県、市町村、国会議員や県議会議員の皆様、関係業界の皆様と力を合わせ、「より強固なTeam長野」を目指すとともに、事業規模に関わらず誰一人取り残さない環境づくりを共に進めていきましょう。

令和7年度もよろしくお願いいたします。

新任の長野県関係部長を訪問し、面談しました (令和7年4月1日)

長野県の令和7年4月の人事異動により、観光産業などに関係する部長も交替しました。新任の観光スポーツ部長には高橋寿明氏が、産業政策監には田中達也氏が、産業労働部長には米沢一馬氏が、総務部長には須藤俊一氏がそれぞれ就任しました。

4月1日には、中村会長、辻専務理事、保科事務局長(4月1日就任)が、県庁に新任部長を訪ね、宿泊業や長野県観光の課題等について意見交換を行いました。

高橋観光スポーツ部長との面談では、3月に条例が成立した宿泊税制度について今後も協力をお願いしたいという高橋部長の発言を受け、中村会長から「旅館ホテルに宿泊する方が税を負担したことによって宿泊施設や観光地が良くなったと実感できるものに使うことが重要であるこ

と、宿泊税制度の施行までに詰めていかなければならないことが多々あるので宿泊事業者と意見交換しながらより良いものにしていくこと」などを要望しました。また、国スポ・全障スポや信州DCなどのイベントを契機とした誘客策などについても意見交換しました。

須藤総務部長との面談では、宿泊税の徴収・納付等について、早期に実務レベルでの検討をスタートすることを確認しました。

また、田中産業政策監、米沢産業労働部長とは、観光における外国資本の参入状況等について情報交換するとともに、人手不足対策に取り組むことを確認しました。



観光スポーツ部長との面談



産業政策監・産業労働部長との面談



総務部長との面談

Contents

- 01 会長あいさつ、県新任部長との懇談
- 02 特集 長野県宿泊税制度
- 04 「令和6年度組合会の活動を振り返る」
通常総会
- 05 観光立国推進懇和会、青年部活動

- 諏訪湖清掃
- 06 観光立国協議会要望、各種セミナー
長野県観光産業振興協議会、表彰受賞者
- 07 長野県旅館ホテル組合会協定商社一覧
- 08 ホームページリニューアル

長野県宿泊税に係る条例案が可決 令和8年6月1日から施行へ

かねてから長野県において検討が進められてきた「長野県宿泊税制度」の最終案が2月5日に公表され、この制度内容に基づく条例案は長野県議会において3月12日に可決成立となりました。条例案が可決成立したことに伴い、宿泊税制度は令和8年6月1日から施行となります。

組合会はこれまで、県内の人口減少などにより観光関係予算が厳しくなる中で、観光振興のための新たな税の導入について前向きに理解を示しつつ、宿泊事業者にとってより良い制度となるよう、長野県に対し訴えてまいりました。

2月5日に公表された「長野県宿泊税制度」は、それまで示されていた制度案に比べ、①税額を300円から制度開始3年間は200円に引き下げたこと、②免税点を3,000円から6,000円に引き上げたとしたことなど、宿泊事業者を取り巻く厳しい経営環境や小規模宿泊事業者に対する配慮など、組合会の訴えに一定程度配慮していること、まずは早期に制度をスタートすることが重要であることを鑑み、この内容を受け入れることとしたところです。

一方で、この制度については、宿泊料金に係る食事代金の考え方や、宿泊税の徴収・納税の手続き、徴収した税の使途など具体的な内容について多くが決まっておらず、多くの調整が残されています。

また、今回新設される制度自体が、組合会が当初から主張してきた、①定率制による制度設計、②観光地の自主性と独自性が尊重されるための市町村への重点的な配分、③独自課税を行う市町村の自主性を損なわない制度設計などを十分に反映しているとは必ずしも言えない現実もあります。制度施行された後も、特別徴収義務者となる宿泊事業者の視点で検証を進め、今後も長野県に対し必要な制度の改善を求めていくことが求められています。

今回決定した宿泊税制度の主な概要

- 1 名称：「長野県宿泊税」です。
- 2 課税方式：「観光振興目的の法定外目的税」です。かつて徴収・撤廃された特別地方消費税が具体的な使途が関係者に示されず、公開もされなかったことと異なり、使途が「観光振興目的」に限定されています。
- 3 納税義務者：「長野県に所在する旅館・ホテル・簡易宿所・民泊施設に宿泊する者が納税義務者」となっており、長野県に在住する者も対象となります。また、宿泊目的が観光、ビジネスなどを問わず対象となります。
- 4 特別徴収義務者：「宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者が特別徴収義務者」となっており、宿泊事業者が施設に宿泊する者から宿泊税を徴収し、長野県に納入することとなります。
- 5 税率・税額：「定額制で300円（ただし、制度開始3年間は税額は200円）」となります。
- 6 免税点：「6,000円未満の宿泊料金（素泊まり、税抜き）の場合は徴収しない」こととなります。
- 7 課税免除：①幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合、②保育所等の施設が主催する行事として宿泊する場合には課税が免除されます。（ただし、学校、施設の長が証明するものに限りです。）
- 8 特別徴収義務者報償金：期限内申告納入額の2.5%が報償金として特別徴収義務者に交付されます。なお、制度開始5年間は0.5%が、電子申告した場合には更に0.5%が加算されます。
- 9 税の使途：世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点実施として、①長野県らしい観光コンテンツの充実、②

観光客の受入環境整備、③観光振興体制の充実が想定されており、また、市町村への交付金、徴税経費・広報経費等にも充てられます。なお、税導入後の具体的な使途は、長野県観光振興審議会が設置する宿泊税検討部会（仮称）において策定する「観光ビジョン（仮称）」で示されることとなっています。

- 10 特別徴収義務者の負担軽減：特別徴収義務者の負担軽減として、①税導入に係るシステム改修費用の所要額を支援、②税導入を契機にシステムの新規導入や機能拡充に対する補助制度の創設等がされることとなっています。
- 11 制度の開始日：令和8年6月1日施行予定となっています。

長野県宿泊税制度（長野県ホームページから抜粋）	
税制度の概要	
項目	内 容
名 称	長野県宿泊税
課 税 方 式	観光振興目的の法定外目的税とする
課 税 客 体	宿泊行為
納 税 義 務 者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
特別徴収義務者報 償 金	期限内申告納入額の2.5% （制度開始5年間は0.5%加算、電子申告した場合は更に0.5%加算）
税 率 ・ 税 額	定額制 300円（ただし、制度開始3年間は200円）
免 税 点	6,000円未満の宿泊料金（素泊まり・税抜き）の場合徴収しない
課 税 免 除	・幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 （※学校、施設の長が証明するものに限る）
想 定 税 収	過去の県内延べ宿泊者数をもとに試算した場合、年33億円程度（ただし、制度開始3年間（税額200円）は年22億円程度） ※同種の課税を行う市町村の動向により変動
使 途	1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 （1）長野県らしい観光コンテンツの充実 （2）観光客の受入環境整備 （3）観光振興体制の充実 2. 市町村への交付金 3. 徴税経費・広報経費等 ※現段階で想定する主な使途は別表のとおり
市 町 村 配 分	徴税経費等を除く税収の最大1/2を市町村に交付金として交付
租 税 調 整	市町村において同種の課税を行う場合は、税率を1/2（県税額が300円の場合は150円、県税額が200円の場合は100円）まで引下げ
罰 則 規 定	・特別徴収義務者の証票の提示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪・納税管理人に係る不申告に関する過料
財 源 管 理	長野県宿泊税基金を設置し管理
使 途 検 証	市町村、独自課税市町村、宿泊事業者の代表者を含む会議（県観光振興審議会）に設置する 宿泊 税活用部会（仮称）により毎年度検証
制度見直し期間	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討
特別徴収義務者の負担軽減	・税導入に係るシステム改修費用に対して所要額を支援 （独自課税市町村は、当該市町村の支援制度による） ・税導入を契機にシステムの新規導入や機能拡充に対する補助制度を創設 ・税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布 ・申告納入を月1回から3か月に1回とする特例を設定 など
制 度 開 始 日	総務大臣の同意を経て、令和8年6月1日施行予定
（別表）	
想 定 さ れ る 主 な 使 途	○現段階で想定している今後5年の取組の方向性（例）は以下のとおり。 なお、税導入後の具体的な使途は、県観光振興審議会に設置する宿泊税活用部会（仮称）において策定する観光ビジョン（仮称）で示し、議会の予算議決を経て決定する。 （取組の方向性） ・納税者に税導入の効果を実感いただけるよう、施策・地域を極力重点化して実施 ・地域の独自性を尊重しつつ、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で観光振興に取り組むため、市町村交付金制度等を創設 1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 （1）長野県らしい 観光コンテンツの充実 ・自然公園等の利用環境整備 ・マウンテンリゾート（スノーリゾート）の環境整備 ・移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備 （サイクリングロード、トレッキング・登山道、カヌー乗り場等の整備）等 （2）観光客の受入環境整備 ・「信州観光MaaS」の実装及び観光DXの推進 ・観光における移動保証の実現 ・宿泊施設集積地における観光まちづくりの推進 ・宿泊・観光施設の滞在環境向上等 （3）観光振興体制の充実 ・観光地経営組織（DMO）の機能強化等 2. 市町村への交付金 税収額（徴税経費等を除く）のうち1/3は、自由度の高い「一般交付金」として、1/6は県が定める重点施策に活用可能な「重点交付金」として、事業実施を希望する市町村の計画内容を踏まえ交付 3. 徴税経費・広報経費等 徴税に係る人件費、特別徴収義務者報償金など

宿泊税決定までの経過と組合会の取組

長野県における宿泊税の導入に向けた検討は、令和4年8月の長野県知事選挙における阿部守一知事の公約に始まっています。その後、令和5年7月に、知事から長野県観光振興審議会に新たな観光振興財源についての検討が諮問され、本格的な検討がスタートしました。

●長野県観光振興審議会における検討

(令和5年7月～令和6年4月)

知事から諮問を受けた長野県観光振興審議会では、新たな観光振興財源検討部会を設置し、観光振興財源の必要性、制度設計等の検討を進め、パブリックコメントなどの議論を経て、検討結果報告書を取りまとめました。

組合会からは、森見常務理事（組合会経営研究委員長）が検討部会委員として、「①世界水準の山岳高原観光地を目指すには財源が圧倒的に足りないこと、②宿泊税というフレームとなるのであれば、宿泊事業者が納得できる使途が検討されなければならないこと、③財源を活用する際には県が活用施策を固定しすぎるのではなく、地域に財源を配分し、それを地域が責任をもって使う姿が望ましいこと、④税率は「定率制」が望ましいこと」などを主張しました。

また、令和6年2月には、検討部会報告書（案）に対する組合会の意見（パブリックコメント）として、以下の5点について意見表明しました。

- ①撤廃された特別地方消費税とは、明らかに違うものであること。
- ②新たな観光振興財源≠宿泊税。宿泊業以外の観光事業者も徴収可能な制度設計とすること。
- ③観光地の自主性と独自性が尊重される制度とすること
- ④観光客が納税した観光地（市町村）で納税者に還元される制度とすること。
- ⑤「（一律の）定額制」ではなく、「定率制」又は「段階的な定額制」が望ましいこと。

このパブリックコメントの内容については、3月4日に、組合会三役及び森委員長が県庁を訪れ、阿部守一知事に要望書として手渡し、直接、説明及び意見交換を行いました。



組合会三役と阿部知事との懇談

令和6年4月2日に長野県観光振興審議会から長野県知事に答申された内容では、①新たな観光振興財源については独自の自主財源確保策を検討することが必要であること、②具体的な確保策としては「法定外税」が適当であること、③「入山」や「入域」等を含めた対象・手法による財源確保策についても検討すべきこと、④税率については「定額制」「定率制」のどちらを採用するかは今後県において検討を進めること、と記載されました。

●長野県観光振興税（仮称）骨子の公表・県民説明会の開催（令和6年9月～12月）

令和6年4月の長野県観光振興審議会答申以降、長野県では具体的な制度設計の内部検討を進めていました。組合会は、知事への要望内容、パブリックコメントでの意見表明内容について長野県担当部局に説明、制度への反映を重ねて求めてきました。

そのような中、長野県は、令和6年9月「長野県観光振興税（仮

称）骨子」を公表しました。その内容は、「定額制で一律300円の税額とし、免税点を3,000円（素泊まり）とするものであり、市町村への交付金（一般交付金）は全体の1/3とする」内容でした。

組合会は9月17日に三役及び森委員長が阿部知事と再度面談し、「①「定率制」を採用し低価格帯の宿泊事業者の過重な負担を回避すること、②市町村（観光地域）への配分をより多くすべきこと、③市町村の独自課税を容易とする制度とすること」などを要望し、意見交換しました。

あわせて、長野県議会自民党県議団、公明党県議団などに対しても組合会の考え方を直接説明し、県議会の皆さんからは、長野県に対して税の制度設計については組合会と十分意見調整を図るよう申し入れていただきました。また、改めて行われた「長野県観光振興税（仮称）骨子」に対するパブリックコメントでは、以下のとおり組合会としての意見表明を行いました。

- ・「定額制」ではなく、「定率制」を採用すること
- ・どうしても「定額制」を採用する場合には、利用者負担の軽減、低価格帯施設利用者の課税免除、独自課税市町村の課税余地の観点から、「①税額を300円から200円に下げること、②免税点を3,000円（素泊まり）から6,000円（素泊まり）に変更すること、③税額200円とした場合の租税調整についても税率を100円（1/2）とすること」
- ・税の徴収事務を行う特別徴収義務者の負担を軽減すること
- ・公正で、納税者や特別徴収義務者の納得が得られる税とするため、無許可、無届事業者の撲滅、1棟貸しコテージ等の宿泊実態（宿泊者数）の適正な把握等をはかること
- ・税の使途の決定及び検証について、宿泊事業者が実質的関与できるような仕組みを構築し、運用すること

阿部知事出席のもと12月18日に開催された「長野県宿泊税



宿泊税説明会における意見表明

（仮称）」に関する意見交換会においては、多くの組合員の皆様にご出席いただき、現場からの意見を述べていただきました。また、中村会長から阿部知事に対して、直接組合会としての考え方を説明しました。

●長野県宿泊税制度案の公表・条例案の可決

(令和7年1月～2月)

令和6年12月に開催された「長野県宿泊税（仮称）に関する意見交換会」以降、組合会として長野県幹部及び担当部局と精力的な意見交換を行ってきました。

その結果、組合会がパブリックコメント等で要望していた項目のうち、「定率制」の採用は実現できなかったものの、①制度開始3年間限定とはいえ税額を300円から200円に下げること、②免税点を3,000円（素泊まり）から6,000円（素泊まり）に変更することについては、要望を実現することができました。

また、税の徴収事務を行う特別徴収義務者の負担の軽減についても、特別徴収義務者報償金の制度開始5年間の0.5%加算が図られることとなりました。

宿泊税制度に係る今後の取組

長野県宿泊税制度は、令和8年6月1日から施行となりますが、まだまだ詳細が詰まっていない点が多くあります。

宿泊税の算定に関しては、宿泊料金における食事料金の算定方法や課税免除となる合宿等の範囲などを明確化していくことが必要です。宿泊税の徴収、納税、県への報告などの手続きはこれから示されます。

宿泊税導入に伴うシステム改修については長野県から支援がある予定となっていますが、課題は山積しています。

宿泊税の具体的な使途を検討する長野県観光ビジョン(仮称)の策定についても、今年度検討が進みます。

組合員の皆様の忌憚のない意見をお聞きしながら、より良い制度としてスタートできるよう、今年度も積極的に長野県と調整を図っていきたいと考えています。皆様のご指導とご支援をお願いいたします。

令和6年度 組合会の活動を振り返る

令和6年度通常総会が開催されました(6月4日)

令和6年6月4日、長野市のホテル国際21において令和6年度通常総会が開催されました。令和5年度事業報告・決算報告の承認、令和6年度の事業計画案・収支予算案など全議案を異議なく承認可決しました。

総会は、青柳浩一郎副会長の開式の辞に続き中村実彦会長が挨拶し、「新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されてインバウンド中心に旅行需要が回復してきていますが、人手不足や原材料などの高騰により厳しい経営環境が続いています。また、法令順守(コンプライアンス)への対応、CO₂削減、脱プラスチックなど持続可能な社会形成(SDGs)への取組も進めていかなければなりません。今後もできることから着手し進めていくことが重要で、長野県などと『強固なOne Team長野』を目指していきたい」と述べました。

議事は片桐アキラ副会長によって進められ、第1号議案の令和5年度事業報告及び収支決算報告は中村会長、各委員会の委員長、事務局から報告が行われ、異議なく承認されました。委員会報告では、総務・組織活性化委員会の宇佐美誠委員長、安心安全管理委員会の多田聡委員長代理、観光誘客推進委員会の山極透委員長代理、経営研究委員会の森晃委員長の各氏によって行われ、また監査報告は齋藤康行監事から行われました。

第2号議案の役員の選任については、令和5年度末をもって

常務理事を退任した小野沢志乃氏の後任に、多田聡氏(小渋温泉赤石荘)を選任しました。

第3号議案の令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)については、活動指針を「①小規模施設や個人事業者の皆さんにもサステナブルに経営維持できるような『誰もおいて行かない』組合会を目指す。②県や自治体とも連携した積極的な誘客推進を目指すとともに、県が進める『観光振興財源の確保』に積極的に関わって、適正かつ効果貢献度の高い内容としていく。③災害発生時の危機管理対応や災害要因となる二酸化炭素の削減に取り組むとし、4委員会や関係団体への協力事業を示しました。

議事の終了後、来賓の紹介では、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の井上善博会長、阿部守一長野県知事、長野県議会の山岸喜昭議長、長野県議会観光議員連盟の風間辰一会長が祝辞を述べられました。

また、令和6年度組合会会長表彰では、青木透氏(須坂市旅館組合・旭日館)、今井慎一郎氏(鹿教湯温泉旅館組合・ホテル河鹿荘)、武村善市氏(竜王高原旅館組合・北志賀高原ホテル、当日は欠席)の3氏に中村会長から表彰状と記念品が授与され、会場から大きな拍手が贈られました。

その後、組合会協定商社の皆さんが登壇し、自己紹介を行った後、通常総会は齋藤宗治副会長の閉会の辞で終了しました。



総会風景



中村会長挨拶



来賓挨拶(井上会長)



来賓挨拶(阿部知事)



来賓挨拶(山岸議長)



来賓挨拶(風間会長)



組合会会長表彰



受賞者挨拶



事業計画説明(中村会長)



総会議長
片桐副会長



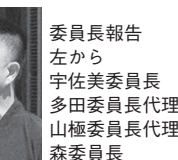
総会開式の辞
青柳副会長



監査報告
齋藤監事



(左)
総会進行
辻専務理事
(右)
事務局からの
説明



委員長報告
左から
宇佐美委員長
多田委員長代理
山極委員長代理
森委員長



来賓席



協定商社挨拶



懇親会風景



懇親会挨拶
(加藤観光スポーツ部長)



懇親会挨拶
(宮下委員長)

公明党観光立国推進懇話会に中村会長、伊東副会長が出席しました（7月12日）

公明党が主催する「公明党観光立国推進懇話会」が7月12日、長野市のホテル国際21で開催され、中村実彦会長、伊東克幸副会長（日本旅館協会北陸信越支部連合会長野県支部長）が出席し、国の成長戦略の柱となっている「観光」について意見交換、要望をしました。

当日は、前国土交通大臣の赤羽一嘉衆議院議員、公明党長野県本部代表の中川宏昌衆議院議員の他、公明党長野県本部役員の県議会議員などに対して、県内の宿泊、旅行業、交通関係の事業者の代表が、長野県観光の課題や国への施策要望などを行いました。

中村会長からは、①国の実施する高付加価値事業の継続、②観光地域づくりのキーとなるDMOへの支援の拡大、③観光地における二次交通の確保・充実に向けた積極的な支援、④二酸化炭素排出量削減や災害対応に資する施設・設備への支援充実、⑤宿泊予約サイトへの悪質な口コミに対応する仕組みの構築などについて問題提起し、要望書を手渡しました。赤羽氏からは、必要な働きかけを行っていききたい旨回答をいただきました。

伊東副会長（日本旅館協会北陸信越支部連合会長野県支部長）からは、宿泊施設に係る固定資産評価制度の見直しについて要望がなされました。

組合会としては、今後とも、様々な機会をとらえて、国・長野県などに制度改正、財政的な支援の充実などを要望してまいります。



公明党観光立国懇話会

青年部会の活動状況及び「第3回宿観光旅博覧会」に参加しました（5月30日及び2月5・6日）

青年部会は5月30日に上田市の上田東急REIホテルにおいて定時総会を開催し、小林青年部会長の2年目の体制がスタートしました。

小林部会長は挨拶の中で、「日常的に自社の経営課題や県内各地域の課題などを共有し、当事者意識を持って課題解決に向けて団結し進めていくことが大切。青年部が率先して行動し、変化に対応し、未来を切り開いていけるよう責任をもって行動したい」と述べました。

その後、令和5年度事業報告、収支決算報告及び令和6年度事業計画、収支予算案などが上程され、満場一致で可決されました。なお、今回の総会において規約の改正が審議され、現在の青年部員資格45歳までを50歳まで引き上げることも決定されました。

7月2日の理事会では、会場を白樺リゾート池の平ホテルに移し、昨年リニューアルしたばかりの同ホテルから最先端の宿づくりや地域づくりを学ぶ研修会も実施しました。参加した青年部員は、施設見学だけでなく、白樺湖畔の自然を生かしたカヌーやサウナの体験をするとともに、協定商社の皆さんとの情報交換、交流を図るなど、有意義な研修会となりました。

また、2月5日・6日の両日、東京ビッグサイトにおいて全旅連青年部主催の「宿フェス2025 in TOKYO」が開催され、青年部もブース出展しました。会場には2日間で3万人以上の方が来場し、長野県ブースで提供したおやきとリングジュースの試飲・販売はすべて完売の大盛況となりました。また、ブース内では長野県内の観光パンフレットやポスターを掲示して誘客活動を行いました。



宿フェス 2025 in TOKYO 長野県ブース



青年部研修会 カヌー体験

旅館ホテルの経営者・従業員による33年目の諏訪湖清掃

諏訪湖温泉旅館協同組合は、全旅連が主催する「第27回人に優しい地域の宿づくり賞」にエントリーし、優秀賞を受賞しました。受賞した活動内容については次のとおりです。



諏訪湖は諏訪地方の住民はもとより、諏訪を訪れる多くの人々にとって欠かすことのできないシンボルであり財産です。このかけがいのない財産を美しくすることで諏訪湖を含めた快適な観光環境と生活環境を作ることが目的に、旅館ホテルに携わる経営者・従業員が自ら現場に立ち、清掃活動を行っています。

この活動は平成4年にスタートして、令和6年で33年目を迎えます。毎年4月～11月の8ヶ月間、毎月1回清掃活動として、諏訪湖岸と湖畔公園のごみ拾いを全員で行っています。

この活動の成果もあって、収集するゴミの量は年々減少していますが、ここ数年で45リットルのごみ袋で15～20袋ぐらい

のゴミを収集しています。

また、当初は旅館ホテルの関係者のみの作業であったものが、徐々に湖畔周辺の観光施設やJR上諏訪駅職員、行政関係者の参加へと輪が広がっており、諏訪湖や諏訪湖畔のイベント主催の際の行政などとの良好な関係構築に繋がっています。

「長野県諏訪湖創生ビジョン」では、20年後の将来像を「人と湖が共存し、誰もが訪れたい諏訪湖」とし、①水質保全、②生態系保全、③湖辺面活用まちづくりの側面からの活動を住民参加で始めています。諏訪湖温泉旅館協同組合では、「新しい時代に合わせたこの新しい形での取組には大きな期待を寄せています。今回の受賞を機に、この活動を継続してきた先代の旅館ホテル経営者に改めて敬意を表するとともに、今後も、次世代の若い経営者がこの泥臭い活動を続ける意義を持ち続けるよう活動していきたい」と話しています。

長野県観光産業振興協議会が長野県議会に要望活動を行いました（9月26日）

長野県観光産業振興協議会は、宿泊業、飲食業、物販業、索道事業など県内の観光産業に携わる関係者が連携して、観光産業の現状を把握し国及び県に対して具体的な観光施策を提言・要望することを目的に、平成27年に設立されました。

現在の協議会には、中村実彦組合会会長が協議会会長を、伊東副会長が協議会副会長など要職を務めています。

令和6年度は、7月に風間辰一長野県議会観光議員連盟会長、宮本衛司同幹事長などを来賓にお招きし総会を開催するとともに、9月には長野県担当部局を含めて観光振興施策についての意見交換会を行いました。

その結果を観光産業に携わる事業者の要望として5項目の陳情書にまとめ、9月26日に長野県知事、長野県議会議長、長野県議会観光議員連盟会長に対し要望活動を行いました。要望項目は以下のとおりです。

- ①持続可能な観光地域づくりの実現 ②人手不足対策について
- ③カーボンニュートラルの実現について
- ④多発する自然災害への対応について
- ⑤「長野県観光振興税（仮称）」の導入について

なお、要望は9月長野県議会で採択されました。



長野県観光産業振興協議会の陳情

第2回理事会が開催され、振興計画の変更案が承認されました（3月17日）

組合会は、3月17日に長野市内で第2回理事会を開催し、旅館業振興計画の変更計画案を可決承認しました。旅館業振興計画は、国の法律（生活衛生関係の運営の適正化及び振興に関する法律）に基づき長野県知事の認定を受けるもので、この計画が認定されることで施設整備について日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付が有利な条件で適用される、また、事業実施に必要な運転資金についても貸付の対象となるなど、融資上の恩恵を受けることができます。

今回の振興計画の変更は、おおよそ5年に1度の国の振興指針の見直しに合わせて、これまでの振興計画を変更したものです。今回は、①新型コロナウイルス感染症への対応についての

更新、②改正旅館業法における事業譲渡の手続きの整備、③障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の提供の義務化、④プラスチック資源循環法の施行に伴う特定プラスチックの排出抑制の追記などを踏まえての計画変更を行いました。

なお、理事会で可決承認された変更計画は、3月19日に長野県知事あてに変更認定申請を行い、3月26日付で認定となりました。



第2回理事会

会員向け各種セミナーを開催しました（11月1日及び3月24日）

組合会の総務・組織活性化委員会及び安心安全管理委員会で、組合員向け各種セミナーを開催しました。

まず、11月1日に、会場とオンライン両方で参加するハイブリット方式の「カスハラ対策・クレーム対応セミナー」を開催しました。セミナー講師に日本航空株式会社の岩田真理子さんを招き、クレーム対応を「①クレームを知る→②クレームの受け止め方→③クレーム対応の基本」の3段階に分け、参加者と意見交換しながら説明いただきました。約40名の参加者の皆さんからは、「体験・実話に基づいた説明で理解が深まった、普段の業務で大変参考になる、対応の仕方がわかったので順を追って対応したい」などの感想が寄せられました。

3月24日には、安全安心管理委員会とあいおいニッセイ同和損保株式会社の共催で「火災保険の考え方と事業継続力強化計画策定セミナー」を開催しました。あいおいニッセイ同和損保株式会社長野支店の石川麦陽さんを講師に、火災保険の合理化の視点、事業継続力強化計画の策定・認定の手順、事故の未然防止策などについて説明いただきました。

今後も、組合員の皆様のお役に立つセミナーを随時開催してまいります。



クレーム対応セミナー

令和6年度の各種表彰受賞者について

令和6年度において、各種表彰を受賞された者は次のとおりです。ご受賞おめでとうございます。

（敬称省略）

表彰名	表彰者名	施設名
厚生労働大臣表彰	中村 実彦	ホテル五龍館
長野県知事表彰	稲池 憲一	白樺倶楽部
全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰	齊藤 茂行	扉温泉 明神館
厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰	山本 進	志賀リバーサイドホテル
全旅連会長表彰	青柳浩一郎	上高地温泉ホテル
	斎藤 宗治	斎藤ホテル
	森 晃	旅館さかや
長野県生活衛生同業組合連合会長表彰	片桐アキラ	桐屋旅館
	二木 伸次	富士乃湯旅館
	北沢 惣一	渋御殿湯
長野県旅館ホテル組合会長表彰	青木 透	旭日館
	武村 善市	北志賀高原ホテル
	今井慎一郎	ホテル河鹿荘



厚生労働大臣表彰
（受賞者代表挨拶）



知事表彰



県生同連合会長表彰

長野県旅館ホテル組合会協定商社一覧表

組合会の活動の趣旨にご理解いただき、ご賛同、ご協賛いただいている企業の皆様です。協定商社が訪問の際は、協定商社証を掲示しますので、どうぞご相談・ご用命ください。

No.	会社名	業務内容	所在地	TEL	担当者
				FAX	
1	(株) リクルート https://www.recruit.co.jp/	じゃらんNET他	東日本営業部 長野支社 〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4階	080-2123-1955	藤田 青井
			東日本営業部 松本支社 〒390-0811 松本市中央2-1-27 松本本町第一生命ビルディング5階	080-1194-7129	
				03-6772-0863	
2	(株) トータルタタミサービス E-mail : tt1930315@aq.wakwak.com	畳工事	〒390-0851 松本市島内4119(本社・松本店) ・長野店 ・上田店 ・飯田店 ・小谷店	0263-40-3232	深澤 小野
				0263-48-5508	
3	(株) 電弘 https://www.denko-inc.co.jp	看板製作、店舗改修 販促関連	〒381-0034 長野市高田431-1	026-241-3321	入倉
				026-244-5191	
4	(株) 長野第一興商 https://www.dkkaraoke.co.jp	カラオケ機販売	〒390-0803 松本市元町1-8-10	0263-36-9797	桜沢
				0263-36-9789	
5	日本テクノ(株) 長野営業所 https://www.n-techno.co.jp	電力コンサルティング 高圧電気設備管理	〒380-0921 長野市栗田2125 長栄長野東口ビル4階	026-228-6251	黒岩
				026-228-6252	
6	日本食研(株) 長野支店 www.nihonshokken.co.jp	食品販売	〒381-2213 長野市広田103	026-286-2801	小池
				026-286-2835	
7	(株) 倉橋建築計画事務所 https://www.kurahashi-a.co.jp	建築設計、まちづくり	〒399-0005 松本市野溝木工1-1-30	0263-26-6765	赤沢
				0263-28-6765	
8	日本たばこ産業(株) 長野支社 https://www.jti.co.jp/tobacco/index.html	分煙環境の整備	〒380-0936 長野市岡田町131-5	026-228-2323	丸山
				026-224-3970	
9	(株) NEXYZ. (ネクシーズ) https://www.nexyz.jp	厨房、照明、空調等の設備導入 支援サービス	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-4 ネクシーズスクエアビル	03-6706-4566	仲宗根
				03-6684-4379	
10	(株) リバティ 松本支店 https://www.liberty-web.co.jp	集客サポート業務 ソフトウェア開発、販売	〒399-0036 松本市村井町南4丁目23-26 第2MATビル1階	0263-31-6044	海野
				0263-31-6045	
11	長野テクトロン(株) https://www.nagateku.co.jp	インターネットのホームページ 作成、管理、各種ソフトウェア、 他経営サポート	〒388-8014 長野市篠ノ井塩崎2304-1	026-292-7220	柳澤
				026-292-0455	
12	長野エナジー(株) https://shinshu-denki.jp	電気事業、金融商品仲介業(資 産運用)	〒381-2215 長野市稲里町中氷鉋998-1	026-214-5522	清水
				026-214-5582	
13	(株) インフォマート https://www.infomart.co.jp	インターネット関連、ソフト ウェア	〒105-0022 東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階	03-5776-1456	和田
				03-5776-1145	
14	(株) コンフォートアライアンス https://comfort-green.jp	寝具(掛け布団・マットレス) のレンタル及び販売	〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-3 朝日観光ビル5階	03-3239-4551	山本
				03-3239-4552	
15	未来ネットワーク協同組合 https://www.mirai-kumiai.com/	外国人職業紹介 (技能実習生・特定技能)	〒285-0858 千葉県佐倉市ユーカリが丘 1-50-1	043-308-4671	小川
				043-308-4672	
16	ジャパンエレベーターサービス城西(株) https://www.jes24.co.jp	エレベーターメンテナンス、リ ニューアル業務	北信越支社信越支店長野営業所 〒380-0813 長野市鶴賀緑町1393-3 富士火災長野ビル2階	026-269-7000	佐藤
				026-223-8500	
17	(株) ヒューマンアグリ https://www.human-agri.com	OTAの一元管理 運用代行サー ビス	〒381-0401 下高井郡山ノ内町大字平穂 3246番地	090-4953-8865	湯本
				03-6701-2920	
18	(株) 萬屋 E-mail : company.yorozuya@gmail.com	経費削減コンサルティング	〒910-0027 福井県福井市豊岡1-11-10	090-2831-4723	中西
19	(株) ワイズ・クルー https://www.yz-crew.co.jp/	タイルカーペットクリーニング、リユース 及び新品カーペット販売、張り替え工事、 漏水止水工事、鉄部腐食再生補修工事、 建物内外クリーニング&コーティング	〒386-0005 上田市古里1576-5	0268-23-8733	仁科
				0268-23-6342	
20	(株) MTG https://www.mtg-pro.co.jp	ReFaのシャワーヘッド、ドラ イヤー、シャンプー、トリート メント、ボディソープ他備品	〒108-0075 東京都港区港南1丁目8番15号 Wビル20階	03-6260-0370	川島
				03-6260-0372	

No.	会社名	業務内容	所在地	TEL	担当者
				FAX	
21	(株) イノアックコーポレーション https://www.inoac-hakuba.com	寝具、エネルギーソリューション 製品(耐熱材など)、自転車タイ ヤ(iRC)、HUKLAブランド家具	〒399-9301 北安曇郡白馬村大字北城5940 白馬館ビル3階	0261-85-0606 0261-85-0533	高田
22	(株) サンゲツ https://www.sangetsu.co.jp	インテリアの企画・開発・製造・ 販売・施工	〒381-0034 長野市大字高田259番地2 昭和ビル4階	0570-012-320 048-711-2681	廣内
23	(株) バッファロー・IT・ソリューションズ https://buffalo-its.jp/	ネットワーク工事、IoT家電や グループ会社商材等の物品販売	東日本事業部関東事業所甲信越出張所 〒380-0837 長野市大字県町484-1 センターボア4階403	050-5491-2298 03-4213-1141	北村
24	(株) おてつたび E-mail: sales@otetsutabi.com	短期アルバイトマッチングサー ビス	〒151-0053 東京都渋谷区代々木3丁目31-12 代々木ハイツ1号館606号	050-1754-7391	三國
25	(株) マコエンタープライズ http://soulagement.jp	情報通信(食品アレルギー検知 システム)	〒381-0034 下高井郡山ノ内町平穂565番地2	0269-33-8888 0269-33-8811	山本
26	(株) ミールケア https://mealcare.jp	栄養士業務サポート、食品・調 理済食品の販売	〒381-0003 長野市穂保731番地1	026-295-8800 026-295-8813	常見
27	サンデン・リテールシステム(株) https://www.sanden-rs.com/product/	自動販売機、店舗用ショーケー ス販売	〒390-0811 松本市中央1-15-7 ハネサム松本701号	0263-35-3931 0263-35-3943	水野
28	(公財) 国際人材育成機構(アイム・ジャパン) https://imm.or.jp/	特定技能、技能実習インターン の人材紹介	〒390-0851 松本市島内3505番地 インペリアルプラザ松島	0263-48-3731 0263-48-3781	谷崎
29	ホシザキ北信越(株) https://hoshizaki-hokushinetsu.co.jp/	業務用厨房機器	〒381-0101 長野市若穂綿内1136-6	026-282-1211 026-251-9000	山岸
30	(株) ASK https://cs-ask.co.jp	外国語放送・その他有料放送、 データ放送インフォメーション システム	〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-8-5 NXビル4階	042-523-4649 050-3728-5505	成田
31	(株) JOURO https://www.jouro.jp	コストカットを実現するAI を活用した電力契約プラット フォーム	〒389-0823 千曲市新山386	026-405-5050 026-405-5050	青木
32	長野住宅環境(有) E-mail: njk@amber.plala.or.jp	総合害虫(害獣)防除施工、落 雷・電源対策施工	〒381-2221 長野市川中島町御厨1387番地3	026-214-9002 026-214-9024	相阪
33	東3冷凍機(株) https://www.tousanreitouki.com	業務用エアコン	〒390-0811 松本市中央1-17-16 松本中央ビル7階701号	0120-130-047 052-452-2229	堀木

長野県旅館ホテル組合会ホームページをリニューアルします

この度、組合員の皆様により充実した情報をお届けするため、6月16日からホームペー
ジをリニューアルいたします。

今回のリニューアルに伴い、「組合員の皆様向けのお知らせ」を新設し、①行政機関
が発出した法令改正等の情報、②各種マニュアル、③セミナー、講習会などの開催情報
を提供いたします。また、組合会の各種会議資料等の共有も図ります。

更に、今後は、協定商社の皆さんからの有益な情報も提供いたします。
リニューアルしたホームページはこちらからアクセスいただけます。

[ホームページのURL]

<https://nagano-ryokanhotel.com/>



今後とも、組合員の皆様のお役に立てるよう、サービス向上に努めてまいりますので、
よろしくお願いいたします。

